

石川県公報

平成 25 年 7 月 12 日
第 1 2 6 1 1 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (厚生政策課)	1	○平成25年度クリーニング業務従事者講習の指定 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称 の変更の届出 (同)	1	○県道の区域の変更 (道路整備課)	5
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	2	○県道の供用の開始 (同)	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指 定 (同)	2	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	5
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	7
○指定居宅介護支援事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	7
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	3	○選挙管理委員会	
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	3	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数	8
○平成25年度クリーニング師研修の指定 (薬事衛生課)	3	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数	8
		○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
		○県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低 数	9

告 示

石川県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

	名 称	所 在 地	変更年月日
新	訪問看護ステーション リハケアやわた	小松市八幡イ12番地7	平成25年5月1日
旧	訪問看護ステーション ほのぼの		

石川県告示第300号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

	名 称	所 在 地	変更年月日
新	訪問看護ステーション リハケアやわた	小松市八幡イ12番地7	平成25年5月1日
旧	訪問看護ステーション ほのぼの		

石川県告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1772100259	株式会社 鶴の恩返し	鶴の恩返し・かほく訪問介護ステーション かほく市木津ハ10番地7	平成25年 6月1日	訪問介護
1771500376	株式会社 フールケア	フールケア千里浜デイサービスセンター 羽咋郡宝達志水町今浜北93	平成25年 6月14日	通所介護

石川県告示第302号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1772100259	株式会社 鶴の恩返し	鶴の恩返し・かほく訪問介護ステーション かほく市木津ハ10番地7	平成25年 6月1日	介護予防訪問介護
1771500376	株式会社 フールケア	フールケア千里浜デイサービスセンター 羽咋郡宝達志水町今浜北93	平成25年 6月14日	介護予防通所介護

石川県告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃 止 す る サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1771300504	株式会社 エストカンパニー	デイサービスれたす村 野々市市扇が丘28番4号	通所介護	平成25年 6月3日

石川県告示第304号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃 止 す る サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1771300728	株式会社 バストラーン	居宅介護支援事業所あゆみ 野々市市新庄5丁目222番地	居宅介護支援	平成25年 6月19日

石川県告示第305号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止するサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771300504	株式会社 エストカンパニー	デイサービスれたす村 野々市市扇が丘28番4号	介護予防通所介護	平成25年6月3日

石川県告示第306号

W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
A重油 470,000リットル 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成25年6月24日
- 落札者の名称及び所在地
松村物産株式会社
金沢市広岡2丁目1番27号
- 落札金額
76.86円／リットル
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成25年5月10日

石川県告示第307号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、平成25年度クリーニング師研修を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 主催者の所在地及び名称
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 種類
第1型研修
- 日時
第1回 平成25年9月8日（日）
第2回 平成26年2月23日（日）

4 場所

- 第1回 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 第2回 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

5 科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	1時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間
洗濯物の処理	1時間
繊維及び繊維製品	1時間
レポート	あり
計	4時間

6 受講料

5,000円

7 受講の申込み及び問合せの窓口

公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター
金沢市出羽町2番1号 石川県庁出羽町分室
電話番号 076-262-7776

石川県告示第308号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、平成25年度クリーニング業務従事者講習を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 主催者の所在地及び名称

東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

2 種類

第2型講習（通信制）

3 日時

受付開始年月日 平成26年1月10日（金）

受付締切年月日 平成26年1月31日（金）

4 講習の課目及びレポート課題

科 目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

5 受講料

4,500円

6 受講の申込み及び問合せの窓口

公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター
金沢市出羽町2番1号 石川県庁出羽町分室
電話番号 076-262-7776

石川県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年7月12日から同月29日まで縦覧に供する。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
宇出津町野線	鳳珠郡能登町字鴨川ミ部14番1地先から	旧	15.80 ~ 37.85	125.8	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡能登町字鴨川ミ部2番3地先まで	新	24.40 ~ 46.65	125.8	
〃	鳳珠郡能登町字鴨川メ部12番1地先から	旧	14.90 ~ 47.00	94.0	〃
	鳳珠郡能登町字鴨川メ部15番3地先まで	新	19.80 ~ 54.90	94.0	

石川県告示第310号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年7月12日から同月29日まで縦覧に供する。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
宇出津町野線	鳳珠郡能登町字鴨川ミ部14番1地先から 鳳珠郡能登町字鴨川ミ部2番3地先まで	平成25年7月12日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	鳳珠郡能登町字鴨川メ部12番1地先から 鳳珠郡能登町字鴨川メ部15番3地先まで	〃	〃

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

- ア 除雪トラック（反転式アングリングプラウ及び路面整正装置付） 7トン級4×4 2台
 除雪トラック（反転式アングリングプラウ付） 7トン級4×4 1台
 イ 除雪ドーザ 13トン級 1台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月25日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成25年石川県告示第83号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成25年8月8日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。

(2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年8月22日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

1(1)ア 平成25年8月22日(木)午後1時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

1(1)イ 平成25年8月22日(木)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった

者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

① 2 Snow Removal Trucks (Trip Edge Reversible Plow, Underbody Scraper) (Operating Weight ; 7t class, 4×4 drive)

1 Snow Removal Truck (Trip Edge Reversible Plow) (Operating Weight ; 7t class, 4×4 drive)

② 1 Wheel loader for snow plow (Operating Weight ; 13t class)

(2) Delivery date

By 25 March 2014

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 22 August 2013

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL (076) 225-1262

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請を受理した年月日

平成25年6月23日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 子育て支援さくらっこ

3 代表者の氏名

布施 安子

4 主たる事務所の所在地

金沢市寺町2丁目1番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域や家庭における子育て支援事業を行い、安全で健やかな子どもの育成に寄与することを目的とする。

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年7月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市白尾ニ10番11及び10番14	幅員 6.00m 延長 54.74m	かほく市木津ハ41番地2 株式会社 気谷	平成25年7月1日

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年7月12日

石川県選挙管理委員会

18,947人

石川県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年7月12日

石川県選挙管理委員会

218,414人

石川県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年7月12日

石川県選挙管理委員会

選挙区名	最低署名者数
金沢市選挙区	122,055人
七尾市選挙区	16,066人
小松市選挙区	29,117人
輪島市選挙区	8,662人
珠洲市選挙区	4,821人
加賀市選挙区	19,821人
羽咋市羽咋郡南部選挙区	10,584人
かほく市選挙区	9,383人
白山市選挙区	30,204人
能美市能美郡選挙区	14,450人
野々市市選挙区	13,133人
河北郡選挙区	17,066人

羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,466人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,306人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,640人

石川県選挙管理委員会告示第63号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年7月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,414人

